

ごぼう 五榜の掲示



1868年（慶応四）「定（五榜の掲示、第三札）」
飯田忠光家文書（当館蔵）[デジタルアーカイブへ](#)



裏面（部分）

| | | | |
|-------------------|--------------------|-----------------------|---|
| 仰出候間堅可相守者也 敦賀県 | 右之通被 慶応四年三月 太政官 | 一 禁止候事 邪宗門之儀者固く | 一 定 切支丹宗門之儀者 是迄御制禁之通固く 可相守事 |
|-------------------|--------------------|-----------------------|---|

解説

五榜の掲示は、明治新政府が民衆に対して命じた最初の禁令です。1868年（明治元）3月15日に**五箇条の御誓文**が公布され、翌日政府は旧幕府の高札の撤去を命じ、代わって五枚の高札の掲示を命じました。高札はよく時代劇にも登場しますが、法令や禁令を板の札に墨書し、街道の分岐点、舟渡場、関所など市中の人目につきやすい場所に掲示されました。それぞれの内容は以下のとおりです。

- 第一札：五倫道德の遵守
- 第二札：徒党・強訴・逃散の禁止
- 第三札：切支丹・邪宗門の厳禁
- 第四札：万国公法の履行
- 第五札：郷村脱走の禁止

第一・第二・第三札は「定三札」といわれるもので、永年掲示とされました。第四札と第五札は「覚札」とよばれ、いわば幕末の社会状況を反映した時限的の法令としての扱いでした。内容は全体的に旧幕府の民衆政策を引き継いだものでしたが、それを新政府が出したことは、人々に政府が交代したことを印象付けました。

資料の注目ポイント

本資料は、今立郡西角間（現池田町）の飯田忠光家に残された高札です。裏面に「越前今立郡西角間村」と墨書されていることから、実際に西角間村の高札場に掲示されていたものと考えられます。

資料の日付は「1868年（慶応4）3月」となっていますが、その当時敦賀県はまだ成立していません（敦賀県発足は廃藩置県後の1871年（明治4））。「敦賀県」と書かれた部分をよく見ると削られた跡があり、発令元をかえて何度も使用されていたことがわかります。

1873年（明治6）2月24日、明治6年太政官布告第68号により、五榜の掲示は撤廃されました。江戸時代以前から広く民衆に法令を伝達してきた高札は、ついにその役割を終えることになったのです。

関連資料、展示等

| 名称 | 概要 | 備考 |
|-------------------------------------|----------------------------------|--|
| 「定（五榜の掲示、第一札～第三札）」 | 飯田忠光家文書（当館蔵） 資料番号 G0013-00786 | デジタルアーカイブ福井で閲覧可能。 （第一札） https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-400215-1-p1 （第二札） https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-400216-1-p1 （第三札） https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/archive/da/detail?data_id=011-400217-1-p1 |
| 「定（五榜の掲示、第一札～第三札）」 複製シート | シート番号 SH00035～37 | 貸出可能。詳しくはこちら https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/category/gakkoushiryou/493.html |
| 福井県文書館月替展示 「掲示された禁令－鯖江藩領に残された高札」 | 今立郡池田町西角間の飯田忠光家に残された資料のうち、高札を展示。 | 当館 WEB にて公開中 https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/08/m-exhbt/200710AM/200710.htm |

参考文献

- ・『国史大辞典』 吉川弘文館
- ・『図説福井県史』 近世8 領主と農民
- ・『日本史（A B 共通） 教授資料 研究編』 山川出版社